

| 通常時程 | | 短縮時程 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 予 鈴 | 8 : 25 | 8 : 25 |
| 1 校時 | 8 : 30～9 : 20 | 8 : 30～9 : 10 |
| 2 校時 | 9 : 30～10 : 20 | 9 : 20～10 : 00 |
| 3 校時 | 10 : 30～11 : 20 | 10 : 10～10 : 50 |
| 4 校時 | 11 : 30～12 : 20 | 11 : 00～11 : 40 |
| S H R | 12 : 25～13 : 20 | 11 : 55～12 : 40 |
| 予 鈴 | 13 : 15 | 12 : 35 |
| 5 校時 | 13 : 20～14 : 10 | 12 : 40～13 : 20 |
| 6 校時 | 14 : 20～15 : 10 | 13 : 30～14 : 10 |
| 7 校時 | 15 : 20～16 : 10 | 14 : 20～15 : 00 |

＜非常時（台風・大雪等）の登校について＞

- (1) 午前 6 時 30 分以降において、気象情報やニュースで、学校周辺（杉並区）、自宅周辺、通学経路に、特別警報または大雨・暴風・大雪・暴風雪警報のいずれかが発令されている場合、自宅待機とする。
- (2) 午前 8 時 30 分までに警報が解除されていれば 3 校時から授業を行う。
- (3) 午前 11 時 30 分までに警報が解除されていれば 5 校時から授業を行う。

この時点で警報が継続して発令されていれば、終日自宅学習とする。

なお、荒天に限らず、交通機関の混乱や河川の氾濫など、非常時の登校は無理をせず、安全を第一に考えて行動すること。その結果出席できなくても、理由書等の提出により遅刻・欠席について配慮する。

< 考査期間中、非常時（台風等）の登校について >

(1) 午前7時00分以降において、気象情報やニュースで、学校周辺（杉並区）、自宅周辺、通学経路に、特別警報または大雨・暴風・大雪・暴風雪警報のいずれかが発令出されている場合、自宅待機とする。

(2) ① 午前8時00分までに警報が解除された場合は
2校時（10：05）から考査を行う。

② 午前8時00分以降に警報が解除されていない場合、自宅待機を継続する。午前8時00分以降、新たに警報が出された場合も、自宅待機とする。

(3) ① 午前9時00分までに警報が解除された場合は
3校時（11：10）から考査を行う。

② 午前9時00分以降に警報が解除されていない場合、自宅待機を継続する。午前9時00分以降、新たに警報が出された場合も、自宅待機とする。

(4) ① 午前11時00分までに警報が解除された場合は
4校時（13：00）から考査を行う。

② 午前11時00分に警報が解除されていない場合、
終日自宅学習とする。

※ 終日自宅学習となった場合、翌日に同じ時程で考査を実施する。

* なお、2校時以降、時間を遅らせて考査を実施する場合、以下の様に実施科目が変更される。

< 考査時程 >

| | | | | |
|-----|--------------|------------------------|--------------|--------------|
| | | 本来実施する予定だった科目は以下の時間に実施 | | |
| 1校時 | 9:00～ 9:50 | 2校時開始 | | |
| 2校時 | 10:05～ 10:55 | 2校時の科目 | 3校時開始 | |
| 3校時 | 11:10～ 12:00 | 3校時の科目 | 2校時の科目 | 4校時開始 |
| | | | | |
| 4校時 | 13:00～ 13:50 | 1校時の科目 | 3校時の科目 | 2校時の科目 |
| 5校時 | 14:05～ 14:55 | | 1校時の科目 | 3校時の科目 |
| 6校時 | 15:10～ 16:00 | | | 1校時の科目 |

※時程が変更になった場合、1校時が9:00以前に開始する予定で

あった科目は実施した3校時目の終了時間を延長して行う。

* 東京都内の一部の地域で警報が出されていても、大部分の生徒が登校できると判断した場合、考査を実施することもある。考査が実施される連絡があっても、安全を優先した判断を行うこと。

* 自宅周辺や通学経路の安全を優先して登校できなかった又は遅れた場合の出席については、後日配慮する。成績の扱いは、「公式戦出場による公欠」や「出席停止」「忌引」等で出席できなかった場合と同様、本人に不利にならないように扱う。

* 天候や交通機関の状況は、地域によって異なる場合がある。学校が考査実施の判断を行っても、最終的には生徒本人・保護者の責任で安全状況を判断すること。原則として、家庭の安全に関する判断を、学校は尊重して対処する。